

令和3年1月13日

社会福祉施設等代表者 様

大阪市福祉局総務部総務課長

大阪市こども青少年局企画部総務課長

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の伝達訓練について（依頼）

平素は、本市福祉行政の円滑な実施にご協力をいただきありがとうございます。

社会福祉施設等は、高齢者、障がいのある方、児童など、日常生活上の支援を必要とする方が利用する施設等であることから、地震や台風等の災害発生により人的・物的被害が発生した場合には、「大阪市行政オンラインシステム」により、本市へ被災状況を伝達していただくようお願いしているところです。

今般、災害発生による緊急時に備えて、「防災とボランティア週間」にあわせて、各施設から本市への被災状況の伝達訓練を次のとおり実施いたしますので、ご多忙の折、恐れ入りますが積極的に参加していただきますようお願いいたします。

記

1 目的

「大阪市行政オンラインシステム」を利用した本市への被災状況の伝達について、迅速かつ正確に実施するため伝達訓練を行う。また、被災状況に関する本市内外の情報共有方法の改善や災害対応能力の向上をめざす。

2 対象施設等

児童関係施設等、障がい児者関係施設等、高齢者関係施設等、その他施設等

詳細は、別紙 対象施設等一覧をご参照ください

3 日時

令和3年1月19日（火）9：00 ～ 令和3年1月22日（金）17：00

期間中に1度は伝達訓練に参加していただきますようお願いいたします。

#### 4 災害想定

令和3年1月19日(火)の早朝に大阪市の東部を震源とする地震が発生。地震の規模はM7.4、最大震度は6強。大阪市内において最大震度6強を観測し、市内各地において甚大な被害が発生したことを想定

#### 5 訓練内容

大阪市ホームページから、「大阪市行政オンラインシステム」内の、施設種別ごとの「【防災訓練】災害時における社会福祉施設等の被災状況報告」の入力シートを検索のうえ、各施設で災害想定を加味した架空の被災状況を送信してください。

詳細については、施設種別ごとの「スマートフォン等を活用した本市への被災状況の伝達の入力画面の流れ」をご参照ください。

(1) 大阪市行政オンラインシステムにアクセス

(2) 施設種別ごとに入力シートを選択

< 児童関係施設等 >

- ・ < 児童養護施設等 > 【伝達訓練】災害時における社会福祉施設等の被災状況報告（こども青少年局）

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、助産施設

- ・ < 保育所・認定こども園等 > 【伝達訓練】災害時における社会福祉施設等の被災状況報告（こども青少年局）

保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、放課後児童クラブ

< 障がい児者関係施設等 >

- ・ < 障がい者関係施設（入所） > 【伝達訓練】災害時における社会福祉施設等の被災状況報告（福祉局）

障がい者支援施設、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設、共同生活援助、短期入所、療養介護

- ・ < 障がい者関係施設（通所） > 【伝達訓練】災害時における社会福祉施設等の被災状況報告（福祉局）

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター、障がい者スポーツセンター、点字図書館

<高齢者関係施設等>

- ・ <高齢者関係施設（入所）> 【伝達訓練】 災害時における社会福祉施設等の被災状況報告（福祉局）

老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（地域密着含む）、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、生活支援ハウス、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

- ・ <高齢者関係施設（通所）> 【伝達訓練】 災害時における社会福祉施設等の被災状況報告（福祉局）

老人デイサービス事業、老人福祉センター

<その他施設等>

- ・ <生活保護施設・無料低額宿泊事業> 【伝達訓練】 災害時における社会福祉施設等の被災状況報告（福祉局）

救護施設、更生施設、無料低額宿泊事業

(3) 施設の被災状況の報告

【施設情報の入力】

事業所番号（不明な場合は入力不要）、施設所在区、住所、施設種別、法人種別、施設名、入所者・利用者数、緊急連絡先、連絡先メールアドレス

※下線部の項目については、実在の施設情報を入力してください。

【被災状況の入力】

ア 報告回数

現在が何回目の被災状況報告かを入力してください。

イ 報告日・時刻

ウ 人的被害の状況

死亡者・負傷者の人数

エ 建物被害の状況（下記から1つを選択）

1. サービス提供の継続に支障がある重大な被害あり
2. サービス提供の継続に支障はないが、重大な被害あり
3. 軽微な被害あり
4. 被害なし

オ 断水・停電の有無、飲食料の状況、生活用水の状況、入所者の他施設への避難の有無それぞれ選択肢からお選びください。

**【問合せ先】**

<障がい児者関係施設等、高齢者関係施設等、その他施設等>

- 大阪市福祉局 総務部 総務課 (総務グループ)  
電話 (06) 6208-7912 F A X (06) 6202-6961

<児童関係施設等>

- 大阪市こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課  
電話 (06) 6208-8032 F A X (06) 6202-6963  
〔 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、  
児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、  
助産施設 〕
- 大阪市こども青少年局 保育施策部 保育企画課  
電話 (06) 6208-8031 F A X (06) 6202-6963  
〔保育所・認定こども園・地域型保育事業〕
- 大阪市こども青少年局 保育施策部 保育企画課  
電話 (06) 6208-8114 F A X (06) 6202-9050  
〔認可外保育施設〕
- 大阪市こども青少年局 保育施策部 保育所運営課  
電話 (06) 6208-8133 F A X (06) 6202-9050  
〔公設置民営保育所〕
- 大阪市こども青少年局 企画部 青少年課  
電話 (06) 6208-8163 F A X (06) 6202-2710  
〔放課後児童クラブ〕

## ○対象施設等一覧

児童関係施設等	障がい児者関係施設等	高齢者関係施設等	その他施設等
乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所 助産施設 保育所 認定こども園 地域型保育事業 認可外保育施設 放課後児童クラブ	障がい者支援施設 福祉型障がい児入所施設 医療型障がい児入所施設 共同生活援助 短期入所 療養介護 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 地域活動支援センター 障がい者スポーツセンター 点字図書館	老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム (地域密着含む) 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス 介護老人保健施設 介護医療院 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 老人デイサービス事業 老人福祉センター	救護施設 更生施設 無料低額宿泊事業